

小山市新型インフルエンザ等対策行動計画概要版

概要

小山市では、平成26年11月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「特措法」という。）第8条に基づき、新型インフルエンザ等の脅威から市民の健康を守り、安全安心な生活を確保するために、市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として「小山市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「市行動計画」)」を策定しました。

今般、新型コロナ対応等の経験を踏まえ、政府行動計画及び県行動計画との整合性を確保しつつ市行動計画の改定をいたしました。

計画の改定の考え方

- ①新型コロナの経験を踏まえ対策を具体化
- ②新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器疾患も念頭に対応策を検討
- ③対応時期を変更、また準備期（平時）の取組を充実
- ④対策項目を拡充

新型インフルエンザ等対策の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ②市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

計画の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示す。

計画期間

国や県の行動計画の改定を踏まえおおむね6年ごとの改定を予定

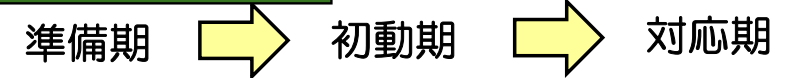
対策項目

- ・ 6項目だった対策項目を7項目に拡充
- ・ 各対策項目について、3期（準備期・初動期・対応期）に分けて記載
- ・ 新型コロナの経験を参考に、取組内容を充実
- ・ 関係団体との連携等を記載

7つの対策項目

①実施体制
②情報提供・共有、 リスクコミュニケーション
③まん延防止
④ワクチン
⑤保健
⑥物資
⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保

対応時期



・ 感染症の発生前の段階

・ 感染症の覚知し、対策本部を設置
・ 基本方針の決定

・ 対策本部を設置してから収束するまで

小山市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要ー主な7つの対策項目

準備期

初動期

対応期

新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間

おおむね政府対策本部の設置後から流行状況の収束に至るまでの間

1. 実施体制

【準備期】

- ・市行動計画等の作成や体制整備・強化
- ・実践的な訓練の実施
- ・国及び県等との連携強化

【初動期】

- ・市対策本部の設置
- ・人員体制の強化
- ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保

【対応期】

- ・職員の派遣・応援の要請
 - ・必要な財政上の措置
 - ・緊急事態宣言の手続き
- ≪特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期≫
- ・市対策本部の廃止

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【準備期】

- ・発生前における市民等への情報提供・共有
- ・県と市の間における感染状況等の情報提供・共有
- ・双方向のコミュニケーションの体制整備
- ・コールセンター等の設置準備

【初動期】

- ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応
- ・コールセンター等の設置
- ・救急対応の情報共有

【対応期】

- ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応
- ・コールセンターの継続
- ・病原体の性状等が明らかになった状況に応じた、リスク評価の方針決定・見直し

3. まん延防止

【準備期】

- ・新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等
- ・学校、保育施設等における感染対策の検討・準備
- ・高齢者施設・介護施設等における感染対策の検討・準備

【初動期】

- ・市内でのまん延防止対策の準備
- ・学校、保育施設等における対策の開始

【対応期】

- ・市内でのまん延防止対策の準備
- ・学校、保育施設等における対策の開始
- ・緊急事態宣言⇒市対策本部の設置

小山市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要ー主な7つの対策項目

準備期	初動期	対応期
新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間	おおむね政府対策本部の設置後から流行状況の収束に至るまでの間

4. ワクチン

【準備期】

- 接種に必要な資材の確保方法等の確認
- 管内の医療機関と連携し、ワクチンの供給量に応じた配分量の想定
- 接種体制の構築（特定接種、住民接種等）
- 市民への情報提供・共有
- DXの推進

【初動期】

- ワクチン接種に必要な資材等の確保
- 接種体制の構築
- 医師会・歯科医師会の協力による医療従事者の確保
- 接種会場での接種が困難な方への対応
- 関係部署等との連携
- 予防接種券作成の準備
- 救急対応体制の調整
- 感染性産業廃棄物処理の調整

【対応期】

- ワクチン接種に必要な資材等の確保
- 特定接種・住民接種の開始
- 予約受付体制の構築や周知
- 予防接種券の発送
- 副反応疑い等の健康被害救済制度の周知
- 感染性産業廃棄物の処理

5. 保健／6. 物資

【準備期】

- 県が実施する健康観察に係る応援派遣体制の調整
- 消防本部による患者等の搬送
- 感染症対策物資等の備蓄等

【対応期】

- 県が実施する健康観察及び生活支援に協力する。
- 消防本部による患者等の搬送

7. 市民生活及び地域経済の安定

【準備期】

- 支援の実施に係る仕組みの整備
- 市民等に対する物資及び資材の備蓄の勧奨
- 要配慮者等への生活支援等の準備
- 埋火葬の体制等の整備
- 災害時の避難所における感染症対策の検討・準備

【初動期】

- 埋火葬の体制等の整備、火葬・安置の実施に向けた準備

【対応期】

- 支援を要する方への支援
- 教育及び学びの継続に係る支援
- 事業者への支援
- 水の安定的かつ適切な供給